## 訪問看護医療 DX 情報活用加算について

## 総生会訪問看護ステーション

2024年診療報酬改定により、当事業所は、厚生労働大臣の定める基準に適合した体制を整備し、地方厚生局長への届け出を実施し、訪問看護に従事する看護師等がオンライン資格確認(居宅型同意取得型)により利用者様の診療情報・薬剤情報などを取得し、計画的な訪問看護の実施に活用することで「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算します。

※マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みます。

これに関係する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2)健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
  - (4) (3) 掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること。

## 【個人情報の取り扱いについて】

資格情報の取得は必ず利用者さま、またはご家族さま(代理人)の同意を得た うえで行います。同意が得られない場合に取得することはありません。

医療サービス提供以外の目的で使用することはありません